

規制に関する政策評価の手法に関する研究会開催要領

総務省行政評価局
総務課政策評価審議室
規制改革等担当評価監視官室

1 目的

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第20条においては、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の推進を図ることとされている。

また、「政策評価に関する基本方針(平成13年12月28日閣議決定)」においては、規制に係る事前評価について、「規制改革の推進に関する累次の閣議決定の趣旨を踏まえ、政策評価に必要な情報・データの収集を進め、積極的に実施に向けて取り組むものとする」とこととされている。

これらを踏まえ、総務省においては、平成15年度行政評価等プログラムにおいて、行政評価局が行う政策評価の質の更なる向上等を図るため、必要な分析手法等の調査、研究等を推進すること等を盛り込んだところである。

以上のことから、総務省行政評価局において規制に関する政策評価の質の更なる向上等を図ることとし、規制に関する政策評価に必要な情報、分析手法等の検討を行うために本研究会を開催する。

2 検討事項

- (1) 総務省行政評価局において規制に関する政策評価に取り組むに当たっての課題の整理
- (2) 規制の新設・見直し等に伴って発生する便益(効果)や費用の推計の具体的な方法の検討
- (3) 規制に関する政策評価を行うに当たっての政策効果の把握に必要なデータの整理
- (4) 規制の影響に関する分析の取組の現状(諸外国における規制インパクト分析の状況を含む。)の整理と今後の取組に際しての課題の把握 等

3 開催方法

本研究会は、総務課長及び評価監視官(規制改革等担当)が主宰し、平成15年9月以降、必要に応じ随時開催する。

4 出席メンバー

本研究会の出席メンバーは、別紙の政策評価に造詣の深い有識者とする。

5 庶務

本研究会の庶務は、行政評価局総務課政策評価審議室及び規制改革等担当評価監視官室が行う。

「規制に関する政策評価の手法に関する研究会」出席メンバー

(五十音順、敬称略)

氏名	所属（職名）
あらかわ じゅん 荒川 潤	株式会社UFJ総合研究所新戦略部主任研究員
かねもと よしつぐ 金本 良嗣	東京大学大学院経済学研究科教授 (政策評価・独立行政法人評価委員会臨時委員)
きしもと あつお 岸本 充生	独立行政法人産業技術総合研究所 化学物質リスク管理研究センター研究員
たなべ くにあき 田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授 (政策評価・独立行政法人評価委員会臨時委員)
なかいずみ たくや 中泉 拓也	関東学院大学経済学部専任講師
にいむら やすこ 新村 保子	株式会社住友生命総合研究所常務取締役 (政策評価・独立行政法人評価委員会臨時委員)